

○黒部市市分譲宅地取得支援事業補助金交付要綱

平成 29 年 3 月 29 日

黒部市告示第 32 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、定住人口の増加を図るとともに地域の活性化に資するため、分譲宅地を若年世帯及び子育て世帯が取得する費用に対する補助金の交付に関し、黒部市補助金等交付規則（平成 18 年黒部市規則第 34 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 若年世帯 補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）又は夫婦（事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）のいずれか一方の年齢が対象事業を実施する年度の 4 月 1 日において 40 歳未満である者の世帯
- (2) 子育て世帯 対象事業を実施する年度の 4 月 1 日において中学生以下の子ども（出生予定であることが母子健康手帳等で確認でき、出生後に同居する予定の子どもを含む。）がいる世帯
- (3) 分譲宅地 黒部市が開発した石田さくら団地内の分譲宅地
(補助対象者)

第 3 条 黒部市市分譲宅地取得支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となる者は次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とし、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

- (1) 平成 29 年 4 月 1 日以降に黒部市と分譲宅地の譲渡契約を締結した者で若年世帯及び子育て世帯の構成員であること。
- (2) 申請者及び世帯員が、黒部市税条例（平成 18 年黒部市条例第 71 号）及び黒部市国民健康保険税条例（平成 18 年黒部市条例第 72 号）に規定する税（以下「市税」という。）を滞納していないこと。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、分譲宅地の譲渡価格の 5 分の 1 とする。

2 前項の規定により算出した額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請及び交付決定)

第5条 申請者は、分譲宅地の申込後、黒部市市分譲宅地取得支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票
- (2) 世帯全員の納税証明書
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請内容について審査し、その結果を黒部市市分譲宅地取得支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

(実績報告及び補助金の額の確定通知)

第6条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、分譲宅地の譲渡価格の完納後から起算して1年を経過する日までに、黒部市市分譲宅地取得支援事業補助金実績報告書(様式第3号)を、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 黒部市市分譲宅地取得支援事業補助金交付請求書
- (2) 前号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の実績報告を審査し、必要があれば現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の額の確定をし、交付決定者に対し黒部市分譲宅地取得支援事業補助金確定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(補助金の交付の取消し及び返還)

第7条 市長は、補助金の交付決定者が次の各号のいずれかに該当していたことが判明した場合は、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付申請書及び実績報告書において、虚偽の記載をしたとき。
- (2) 交付決定者及びその世帯員が市税を滞納するに至ったとき。
- (3) 交付決定日以降において、第3条に定める要件に該当しなくなったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消したときは、黒部市市分譲宅地取得支援補助金交付決定取消通知書(様式第5号)により通知することとし、既に支払われた補助金がある場合は、補助金の全部について返還を命ずることができる。

3 前項の規定により補助金の返還命令を受けた交付決定者は、当該補助金を市長

が定める期限までに返還しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるものほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

黒部市市分譲宅地取得支援事業補助金交付申請書

黒部市長 あて

住所 _____

氏名 _____ ⑩

連絡先 (TEL) _____

黒部市市分譲宅地取得支援事業補助金の交付を受けたいので、黒部市市分譲宅地取得支援事業補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

取得する分譲宅地	_____ 団地 区画番号No. _____
譲渡価格	_____ 円
補助金交付申請額	_____ 円
契約（予定）日	_____ 年 月 日
完納（予定）日	_____ 年 月 日

添付書類

- (1) 世帯全員の住民票
- (2) 世帯全員の納税証明書
- (3) その他、市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

黒部市指令 第 号

住所

氏名

黒部市市分譲宅地取得支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度黒部市市分譲宅地取得支援事業補助金については、黒部市市分譲宅地取得支援事業補助金交付要綱第5条第2項の規定により、金 円を交付する。

年 月 日

黒部市長

印

年 月 日

黒部市市分譲宅地取得支援事業補助金実績報告書

黒部市長 あて

住所 _____

氏名 _____ ㊟

連絡先(TEL) _____

年 月 日付け黒部市指令 第 号で交付決定通知を受けた黒部市市分譲宅地取得支援事業補助金について、その実績を報告します。

取得した分譲宅地	_____ 団地 区画番号No. _____
譲渡価格	円
補助金交付決定額	円
契約日	年 月 日
完納日	年 月 日

添付書類

- (1) 黒部市市分譲宅地取得支援事業補助金交付請求書
- (2) その他、市長が必要と認める書類

様式第4号（第6条関係）

黒部市指令 第 号

住所

氏名

黒部市市分譲宅地取得支援事業補助金確定通知書

年 月 日付けで黒部市指令 第 号で交付決定した黒部市市分譲宅地取得支援事業補助金について、黒部市市分譲宅地取得支援事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により、金 円に確定する。

年 月 日

黒部市長

Ⓜ

様式第5号（第7条関係）

黒部市指令 第 号

住所

氏名

黒部市市分譲宅地取得支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで黒部市指令 第 号で交付決定した黒部市市分譲宅地取得支援事業補助金については、黒部市市分譲宅地取得支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、その決定を取り消します。

年 月 日

黒部市長

Ⓔ